

# 家族の将来の安心のため役立つ贈与及び相続について考える

相続財産対策は早く取り組み家族に安心を！

## ① 相続財産となるもの

相続開始時所有していた一切の財産（実質判定）

- ① みなし相続財産
- ② 贈与税の納税猶予を受けていた農地
- ③ 相続時精算課税による贈与取得財産
- ④ 相続開始前3年以内に被相続人から取得した財産

贈与時の価額が加算される

贈与時の価額が加算される

注: その年1/1以後の贈与は相続財産に含める

妻の特定贈与財産(居住用財産)は加算されない

相続財産を取得しなかった者については加算されない

- ⑤ 生命保険金(権利)、退職手当金、定期金に関する権利、信託受益権等  
被相続人が保険料を負担したもの

非課税枠 500万円 の活用

一時払い保険の活用

保険金受取人同一生計の相続人

(種類) 不動産 事業用財産 有価証券 現金・預貯金 家庭用財産 その他の財産

## 配偶者の税額軽減の活用 と その後の対策

## ② 非課税財産

墓所、霊廟、祭具等

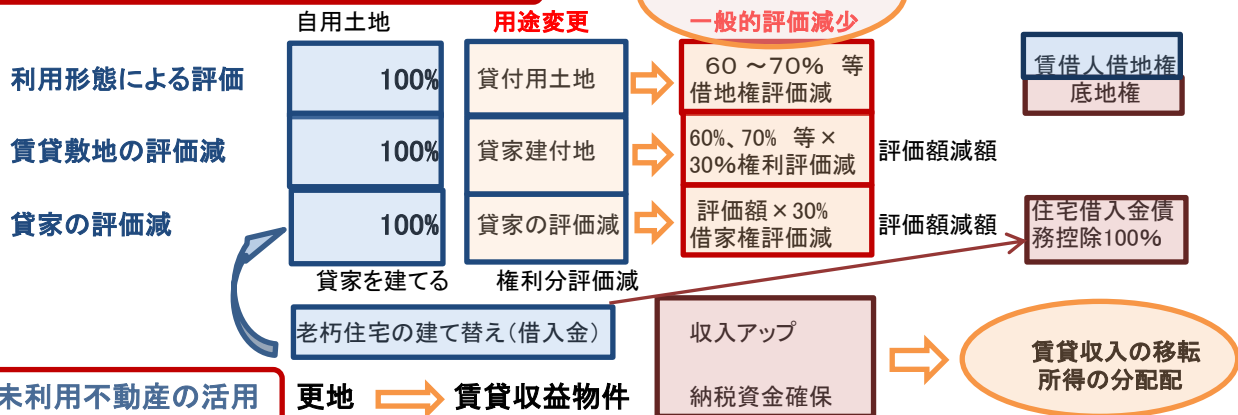
生命保険金等のうち一定額

退職手当金等のうち一定額

心身障害者共済制度に基づく給付金受給権

申告期限までに国等に寄付した財産

## ③ 課税財産価額の用途による評価減活用例



## 居住用財産の特例等

小規模宅地等についての一定面積までの課税価格計算の特例

特定事業用宅地等	⇒	評価額 × 50・80%評価減
特定同族会社事業用宅地		
特定居住用宅地	⇒	80%評価減

事業用・居住用の要件を満たせば大幅減額

## ④ 財産の贈与による移転

相続人が取得した相続開始前3年以内は加算  
その他は財産の減少となる

贈与を毎年することによる財産の減少

世代飛び越し(孫へ)の財産贈与

扶養生活費の負担

評価の低い不動産の贈与

## ⑤ 不動産所有形態を考える

法人、家族所有による有利な運用

相続財産の減少  
賃貸収入の移転  
所得の分散

注: 平成23年12月31日現在の法令に基づいています  
具体的な取り組みについてはお気軽にご相談下さい

<http://www.zeikin-net.com>